

文京区特定空家等に関する基準（素案）に対する意見及び区の考え方

1 意見募集の概要

件名	文京区特定空家等に関する基準（素案）について
意見の募集期間	令和元年7月17日～8月15日
意見の提出方法	電子メール(1件)、郵送(0件)、持参(0件)
意見を提出した人数 及び件数	1人 13件

2 ご意見に対する区の考え方

No	いただいた意見（要旨）	件数	区の考え方
1	目次のページの1行目「文京区」は削除したほうがよいと思います。（表紙に記載すべきものでは？）	1	ご指摘を踏まえ、表紙の最下段に記載します。
2	目次の最下行から上に1行目「P.4～8」と、2ページの最下行「P.4～P.8」とは、記載を統一したほうがよいと思います。	1	ご意見を踏まえ、「P.4～P.8」に記載を統一します。
3	1ページの3行目「以下「法」という」は、2行目と同様に「以下、「法」という」としたほうがよいと思います。	1	ご意見を踏まえ、「以下「〇〇」という。」に統一します。
4	1ページの4行目の字句「の」を青色で記載したのは、何を意味しているのですか？	1	黒色で記載すべきところを誤って青字にしておりましたので修正します。
5	1ページのと、2ページの「法的措置を講ずる特定空家等」とは、記載を統一したほうがよいと思います。	1	ご意見を踏まえ、「法的措置を講ずべき特定空家等」に統一します。
6	1ページの特定空家等の定義のうち「空家等」の法的定義も記載したほうが、わかりやすくなると思います。	1	ご意見を踏まえ、「空家等」は、法第2条第1項に規定されている旨、加筆します。

7	1 ページの4の1行目「法第14条に基づく法的措置を講ずべき」について： 法第14条では「できる」と規定しているのだから「べき」と定めるのは、適当ではないと思います。	1	ガイドラインP.1の12行目に「市町村長は、周辺的生活環境の保全を図るために必要と認められるときには、速やかに「特定空家等」の所有者等に対し、適切な措置を講ずべきである。」と記載されていますので、文京区として「べき」が適当であると考えています。
8	1 ページの4の3行目「認定行う」は、意味が不明です。	1	ご指摘を踏まえ、「認定を行う」に修正します。
9	1 ページの最下行から上に3行目「区」は、何を指しているのですか？	1	文京区を意味しますが、紛らわしいので、削除いたします。
10	2 ページの5-1の1行目「法第14条」は「市町村長は、法第14条」のほうがよいと思います。なお、法第9条第2項の「市町村長」に「文京区長」は該当するのですか？	1	ご意見を踏まえ、「市町村長は、法第14条」に修正します。なお、法第7条第2項に「市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とありますので、「文京区長」は該当するものとされています。
11	2 ページの5-1の2行目「職員」は「当該職員」の引用ミスだと思います。	1	ご指摘を踏まえ、「当該職員」に修正します。
12	4 ページの表の脚注の「手引き（案）」について： 参考とすべきものは、案ではなく決定されたものであるべきだと思います。（5 ページの「マニュアル（案）」についても同様）	1	「手引き（案）」、「マニュアル（案）」とも、（案）の取れた決定されたものはありません。しかし、「マニュアル（案）」は、ガイドラインP.22で、【参考になる考え方】の資料として紹介されており、有用なものと考えています。また、「手引き（案）」は、ガイドラインでは紹介されておりませんが、他の自治体において参考にしており、また、「マニュアル（案）」と同様に、有用な資料であると考えています。
13	9 ページの表に「該当する場合」とあるが、これは判断2の「あるか」、「否か」（「高いか」、「否か」）のどちらに該当する場合を意味しているのですか？	1	周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあり、悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超え、またもたらされる危険等の切迫性が高い場合を意味します。また、表の上部に記載した判断2の意味が分かりやすいように、「及び」を加筆します。